

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、随時監査の結果を下記のとおり公表する。

平成 28 年（2016 年）5 月 26 日

湖南省監査委員 渡邊悦夫
同 望月卓

随時監査結果

第 1 監査の概要

（1）監査の対象

本監査を実施した担当課は次のとおりである。

教育部生涯学習課

建設経済部商工観光労政課

（2）監査の実施日

平成 28 年 3 月 22 日

（3）監査の方法

監査の実施にあたり、当該課が所管する諸施設の中で、指定管理者制度に基づく基本協定書及び単年度協定書を締結して指定管理料により管理運営している事業から対象を抽出して随時監査説明資料の提出を求め、書類審査と担当職員から説明を聴き取りして監査を行った。

第 2 監査の着眼点

平成 27 年度監査計画に基づき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 5 項の規定により、各事務事業が法第 2 条第 14 項（最小の経費で最大の効果を挙げる）及び第 15 項（組織及び運営の合理化に努める）の趣旨に則って執行されているかどうか、以下の観点に着眼し監査を行った。

1. 収入の確保が適正に行われているか。
2. 予算が適正かつ効果的に執行されているか。

3. 最小の経費で最大の効果をあげているか。
4. 組織及び運営の合理化に努めているか。

第3 監査の結果

監査対象課における事務について、概ね適正であると認められた。

第4 意見・要望事項

監査の意見・要望は以下に述べるとおりである。

1. 社会体育施設（生涯学習課） [指定管理料予算：50,792,000円]

◎指定管理者：公益財団法人 湖南省文化体育振興事業団

- ・指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日（別に単年度協定を締結する。）
- ・業務内容 湖南省社会体育施設（市民グラウンド、水戸体育館、総合スポーツ施設〔サンビレッジ甲西〕、総合体育館、下田運動広場及び野洲川運動公園の6施設）の管理及び修繕、施設の提供、及び当該施設等の使用に係る料金の徴収に関する業務など湖南省社会体育施設条例第12条に掲げる業務のほか、市又は指定管理者が必要と認める業務。
 - ・単年度協定（平成27年度）
 - ・期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日
 - ・管理料 **50,792,000円**（内消費税相当額 **3,762,371円**）

湖南省社会体育施設は本市におけるスポーツの振興を図り、もって地域社会の発展に資することを目的とした施設である。

指定管理者は公益財団法人湖南省文化体育振興事業団（以下、「文体振」という。）で、今年度の指定管理料は50,792,000円（電気料金の値上げによる518,000円の増額補正を含む）である。指定管理料は4月、7月、10月及び1月の四半期ごとに支払い、3月に増額補正分の518,000円を支払った。

事業収入として施設預り使用料収入5,774,000円を見込んでいる。事業費の主な支出は給料手当支出20,636,000円、光熱水費8,236,000円、委託費3,475,000円などである。

2月末日現在の施設利用者は、延217,925人、その内有料者数は52,443人、使用料は6,633,790円である。

有料利用者数は前年度から約10%増加し、使用料も約4割増加している。

その他、管理物件の修繕について、1件につき10万円以上の修繕等は市において実施することとされており、今年度は総合体育館アリーナ屋根他修繕工事196,452円、同駐車場身障者区画設置工事379,080円、サンビレッジ甲西グラウンド照明取替425,520円などの支出があった。

各施設の使用料の免除規定を再確認したい。備品一覧表の内容が現実と合致しているのか確認し整理する必要がある。また、基本協定書の記述内容の一部についてもっと具体的な記述が好ましい。

益々厳しい財政状況下において、今後も人件費や修繕費などを最小限に抑えて経費削減への取組みを図りたい。

2. 湖國十二坊の森 十二坊温泉ゆらら（商工観光労政課）〔指定管理料予算：81,078,000円〕

◎指定管理者：一般社団法人 湖南省観光協会

- ・ 指定期間 平成25年4月1日～平成30年3月31日（別に単年度協定を締結する。）
- ・ 業務内容
 - （1）湖南省湖國十二坊の森条例第3条に掲げる業務
 - （2）本施設等の維持管理に関する業務
 - （3）本施設等の使用許可に関する業務
 - （4）本施設等の使用に係る料金の徴収に係る業務
 - （5）前各号に掲げるものの他、甲（湖南省）が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げるもののほか、甲（湖南省）又は乙（一般社団法人湖南省観光協会）が必要と認める業務。
- ・ 単年度協定（平成27年度）
 - ・ 期 間 平成27年4月1日～平成28年3月31日
 - ・ 管理料 81,077,760円（内消費税相当額 6,005,760円）

十二坊温泉は平成6年に湧出した温泉を源泉とし、平成11年春にオープンした。泉質は単純弱放射能温泉で消化器症や慢性皮膚症などに効果がある。

指定管理者は一般社団法人 湖南省観光協会である。指定期間は平成25年4月から平成30年3月までの5年間とし、毎年単年度協定を締結する。

今年度の指定管理料は81,077,760円。（電気料金の値上げによる725,760円の増額補正を含む）である。指定管理料は社会体育施設と同じく4月、7月、10月及び1月の四半期ごとに支払った。

25年度から民間企業の事業委託から観光協会の指定管理となったことにより施設の最大限の活用を目指してこなんマルシェ友の会との連携による地域特産品の販売やアンケート調査による顧客ニーズの把握と分析を行いながら更なるリピーター客の拡大を図ってきた。

また、フィットネス部門の委託化によるリスクの回避と貸付に伴う家賃収入、光熱水費の削減、安定経営となる適正規模や能力についての検証等を行い、持続可能な経営が出来る魅力のある施設運営を目指してきた。

市内の 65 歳以上の方及び障がい者の方は入浴料が半額の 300 円である。また、定期券や回数券などによる割引もある。

近年の温泉利用者数を見ると、平成 25 年度は 109,184 人、26 年度は 132,487 人、今年度は 2 月末現在 134,715 人であり、年度末には 145,000 人に達する見通しで、前年度対比約 10%の増加となる。

25 年 6 月から開設したオートキャンプ場も J A F の雑誌に掲載されるなどで次第に認知されて 26 年度 4,941 人であった利用者が、冬季の利用もあり本年度は 1 月末で 5,957 人と年々増え、すでに 7,174,800 円の売り上げがある。

また、その他の委託として、施設内の設備の耐用年数を調査し、修繕費用が 100 万円を超えると予測される物件の洗い出しに 864,000 円、建築基準法第 12 条に基づく定期調査報告書の作成費として 486,000 円がある。

その他、管理物件の修繕について、1 件につき 100 万円以上の修繕等は市において実施することとされており、今年度は源泉の水中ポンプの故障による交換工事費として、緊急による予備費充用により 3,780,000 円、プール用ポンプ取替ジャグジー濾過ポンプ取替工事費 1,058,400 円を支出した。

毎年、管理費から公共公益施設等整備基金に 500,000 円を積み立てている。他の会計には見られないが、その理由を示されたい。また、前回 2 年前の監査時にも指摘したが、備品登録台帳記載の物件と現物が照合出来ない。例えば、台帳記載の会議室用いす 20 脚が現存しているのか分かるように現物にも備品番号を記したシールを貼る等による可視化を図られたい。

今後も魅力ある事業を展開して施設の付加価値を高め、より多くの利用者確保に努められたい。

※午前 9 時から西庁舎にて社会体育施設関係書類審査の後、午前 10 時 30 分頃から野洲川運動公園、サンビレッジ甲西、市民グラウンド及び下田運動公園を視察。午後から十二坊温泉ゆららで書類審査を行い午後 3 時帰庁。